

現在位置:[トップページ](#) > [子育て・教育](#) > [子育て](#) > [保育サービス・サポート](#) > [幼児教育・保育の無償化](#) > [事業者のページ](#) > 認可外保育施設

認可外保育施設

ページ番号1021980

更新日令和7年6月25日

認可外保育施設の助成金に関する書類を掲示しています。(東京都認証保育所の一時利用含む)

認可外保育施設の無償化(事業者の方へ)

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が発行された認可外保育施設,東京都認証保育所の一時利用の助成についてご案内します。

※葛飾区は独自に「葛飾区特定子ども・子育て支援施設等の基準を定める条例」を制定し、令和3年4月より国の基準を満たさない施設を無償化の対象外としました。

事務の流れ

新2号認定または新3号認定を受けた児童が施設を利用した際、認可外保育施設は特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書を保護者に発行してください。

保護者は葛飾区認可外保育施設等利用料助成金申請書に特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書を添付の上、期日までに葛飾区役所に提出します。

[特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書 \(PDF 114.2KB\)](#)



[特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書<記入上の注意> \(PDF 235.8KB\)](#)

保護者の申請方法やお振込時期等は以下をご覧ください。

[認可外保育施設](#)

食材料費の助成

対象児童が認可外保育施設を利用した際、徴収しないこととした食材料費について、区から施設に助成します。

対象事業

給食を提供する事業(自園調理、外部搬入を問わない)

対象児童

認可外保育施設(認証保育所及び企業主導型保育事業を除く)の場合 新2号認定又は新3号認定子ども
認証保育所の場合 新2号認定又は新3号認定子ども
企業主導型保育事業(地域枠)の場合 2号認定子ども(2歳児クラス2号認定子どもを除く。)

【令和5年10月から上記に加え新規に実施】

認可外保育施設(ベビーホテル・その他施設)の場合 0から2歳児クラスで2号認定又は3号認定子ども(保護者と施設間の契約で保育時間が月120時間以上であること)で、第2子以降で各月初日に在籍している子ども

対象経費

対象児童の保護者から、徴収しないこととした食材料費(人件費等除く)

助成額

給食実施日数×日額320円×対象児童数

申請方法

- ・葛飾区認可外保育施設等食材料費扶助費申請書
- ・葛飾区認可外保育施設等食材料費扶助実績報告書
- ・給食の提供日が分かるもの(献立表など)

上記の書類を区へ提出してください。

申請は原則、当月実績に基づく翌月払いを基本としますが、運営に支障がない場合は、数か月まとめたの申請や年度末一括申請も可能です。

[葛飾区認可外保育施設等食材料費扶助申請書等一式 \(PDF 880.5KB\)](#) 

申請期限(令和7年度)

4月～8月分 令和7年11月28日(金曜日)

9月～3月分 助成方法検討中

関連リンク

[施設等利用給付認定\(新2号・新3号\)の手続き](#)

[幼児教育・保育の無償化対象施設の一覧](#)

[私立幼稚園・認定こども園\(教育部分\)・預かり保育](#)

このページに関するお問い合わせ

子育て施設支援課 私立保育所係

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所4階 401番子育て支援窓口

電話:03-5654-8297 ファクス:03-5698-1533